

## プルドンの交換銀行論

佐藤 茂行

プルドンの「交換銀行」あるいは「庶民銀行」というと、通常、R・オーエンの労働貨幣制度が連想されよう。確かにプルドンは2月革命期の信用改革論の目標に金属貨幣の廃棄を掲げてはいる。だが、かれの銀行が発行する銀行券は、いわゆる「労働券」ではけっしてなかったし、またこの段階のかれの改革案は労働時間にもとづく交換を直接追求するものでもなかった。オーエンとプルドンに共通するものがあるとするれば、それは貨幣廃棄の主張であって労働貨幣制度ではなかったのである。貨幣廃止の主張はかならずしも労働貨幣と結びつくものではなかったと言える<sup>1)</sup>。

1) プルドンの理論的立場からみて、かれがオーエンの労働貨幣制度と同じものを考案する可能性をもつことについて、あらかじめ「警告」していたのはマルクスであった[『哲学の貧困』Marx-Engels-Werke (MEW), Bd. 4, S. 105]。マルクスはその後、貨幣廃止と直接的労働交換の思想を「労働貨幣論」と名づけ、いわゆるリカード派社会主義者とプルドンとの原理的共通性について何度かふれている[『経済学批判要綱』Grundrisse., Aufl. Berlin 1953, SS. 54 u. Passim.; 『経済学批判』MEW, Bd. 13, SS. 68-69; 「シュヴァイツァー宛の手紙」MEW, Bd. 16, SS. 30-31; 『資本論』III, MEW, Bd. 25, S. 621]。

これらの中で注目すべきことは、マルクスが上述の原理的共通性にはふれているが、その「実践的上部構造」つまり具体的形態ないし制度についてはほとんど言及してはいないし、プルドンと他の改革案との具体的共通性の指摘も暗示の域を出ていないということである。いわんやオーエンの「公正労働交換所」とプルドンの「交換銀行」との制度上の共通性についてのマルクスの判定は、管見による限り知ることはできない。

ところが、エンゲルスの場合はこれとはやや異なる。かれはオーエンとプルドンの制度上の実際的共通性を断言しているからである[『哲学の貧困』ドイツ語版序文』MEW, Bd. 6, S. 563; 『反デューリング論』MEW, Bd. 20, S. 246]。

プルドンの交換銀行とオーエンの公正労働交換所とを同一視するわが国の通念は、おそらくいわゆる

このように2月革命期のプルドンの銀行計画は等労働交換を直接目的とするものではないというのがこれまでのプルドン信用改革論研究の前提なのであって、そこではむしろかれの交換銀行論が等労働交換論ないし労働貨幣論を含まなかったのはなぜかという点が問題とされているのである<sup>2)</sup>。

小論ではこれらの事実を明らかにしながら、以上の問題点を検討してみたい<sup>3)</sup>。

『空想から科学へ』を介して得られたエンゲルスの以上の評価によって形成されたものと思われる。

2) [1] Aucuy, Marc, *Les systèmes socialistes d'échange*, Paris, 1907, pp. 114-202.

[2] Dolléans, Edouard, *Robert Owen (1771-1858)*, Paris, 1907, pp. 281-288.

[3] Labrusse, Laurent, *Conception proudhonienne du crédit gratuit*, Paris, 1919.

[4] 手塚寿郎「プルドンを通して見たる交易に於ける社会主義的組織(一)」『商学討究』第4巻(下)(1929年), pp. 483-511.

以上のうち[1]と[2]はその立場をほとんど同じくし、[3]は学位論文であるが、資料の扱いがいささかずさんである。また[4]は大部分が[1]の祖述である。

これらの研究が問題とする点をより詳しく言うならばこうである。実は、のちに触れるように、労働時間にもとづく交換を直接問題とする構想がプルドンには確かに存在していた。ただしその案は、第2帝政期に入って初めて提示されたもので、「常設展示館計画」がそれにあたる。したがって理論上では『経済的矛盾の体系』(1846)までの等労働交換論の立場と、この常設展示館計画(1855)との間にあって、2月革命期の銀行改革案(1848-49)は、いわば例外的位置を占めることになるわけで、上記の研究ではいずれもこのことの指摘が行われているのである。

3) 2月革命期にプルドンが新聞等に発表した以下の論説(カッコ内は本稿での略記号)はLacroix版全集第6巻から引用した。したがってページ数は同巻のそれを示す。

1. Solution du problème social (Solution)
2. Organisation du crédit et de la circulation (Org.)
3. Banque d'Echange (B. d. E.)

## I 2月革命と信用改革

パリの2月革命は周知の通り、46年の農業の不作とこれに引続く47年の経済恐慌を背景として勃発した。この恐慌は不作による伝統的な旧型農業の危機と、商業恐慌ならびに金融恐慌の複合とみなされている。このうち金融恐慌の直接的原因は、オート・バンク、鉄道資本、上層製鉄資本による鉄道投機の過熱にあったとみられている。いずれにせよこの金融恐慌によって7月王政下の中小資本の、構造的な信用・資金不足は一挙に拡大・深化したことは確かであった。このことから、47年恐慌が「信用の合理的組織の欠如」に由来するという見方が当時一般的にみられたという<sup>4)</sup>。この事実は金融構造にかんする普遍的認識が当時存在していたことを物語る<sup>5)</sup>。

さて、2月革命の勃発は47年恐慌に追い討ちをかけるかたちで、破滅的な貨幣=金融恐慌と、数ヶ月にわたる経済的麻痺をもたらす<sup>6)</sup>。この結果、金融=信用組織にかんする論議がかつてなく高まり、新聞紙上はもちろんのこと、共和政臨時政府のもとには毎朝、信用改革にかんする幾多の計画・提案などが寄せられたという<sup>7)</sup>。こうして、金融=信用問題の解決つまり「金融封建制」の解体とこれに代るべき新信用体系の創出が臨時革命政府の課題となったのである<sup>8)</sup>。

ブルードンの交換銀行構想が発表された1848年3月は、まさにこのような時期であった。

2月革命はブルードンにとっても予期せざる出来事であったと思われる<sup>9)</sup>。しかし、かれもまた

革命の突発に敏速に対応した。「月足らずの小供」ではあったが、この事態を「革命に育てあげることが問題であり、屍体のさらし場に送ることではない」とかれは判断する(Solution, p. 32)。「革命は理念なくして行われている！」という絶望的な叫びがうず巻くなかで、かれはすでに熟していた自らの革命の理念を高く掲げつつ動乱に対処して行く。突然の混乱に直面した時、すでに胚胎していた理念ほど強固な拠り所となるものはなかったのであろう。言うまでもなくその理念とは、相互主義<sup>10)</sup>にほかならなかつた。かれはこの理念を、国家・所有・貨幣の廃棄のかなたに見出したのである<sup>11)</sup>。

「王国・所有・貨幣、これこそわれわれが崩壊しなくてはならぬ王政の三位一体であり、このなかにこそ、まさしくわれわれが要約する3つの否定があり、2月に開始された革命的事業がある」(B. d. E., p. 185)。

ブルードンは2月革命を何よりもまず、ひとつの経済革命としてとらえていた。かれにとって「あらゆる純粹に政治的な革命はひとつの瞞着であり、ごまかし」でしかなかった。つまり政治組織から経済組織を切り離すことは絶対主義への逆行を意味し、そこで行われる革命は手足を欠いた片輪なものになる、とかれは考えていた(ibid., pp. 178-180)。こうして、国家に直接手をふれ、国家権力を利用することに改革の拠り所を求めていた他の多くの革命派の侮蔑を満身に浴びながら、ブルードンはあえて「経済組織のなかに政府を溶解する」道へと歩を進める<sup>12)</sup>。

まず、かれはこの「大事業」遂行の突破口を貨幣の廃絶に求め、このために「信用と流通の組織

4. Banque du Peuple (B. d. P.)

なお、その他の論説等については同全集、第17~19巻のMélanges I, II, IIIを使用した(本稿ではMél. I, II, IIIと略記)。

4) 中木康夫『フランス政治史』(上)未来社、1975年、p. 92。

5) Labrousse, E. (dir.), *Aspects de la crise et de la dépression de l'économie française au milieu du XIX<sup>e</sup> siècle (1846-1851)*, Paris, 1956, pp. 29-30。

6) この不況は1851年まで続く(Labrousse, *op. cit.*, p. xx)。

7) Aucuy, *op. cit.*, p. 131。

8) 中木、前掲書、p. 100。

9) 2月革命に対するブルードンの準備状態については、河野健二(編)『ブルードン研究』岩波書店、1974年、pp. 29-34参照。

10) 相互主義に関しては、拙著『ブルードン研究』木鐸社、1975年、前編第1章参照。

11) 『経済的矛盾の体系』(1846)では、ブルードンは抑圧の3形態として国家・教会・所有を上げている。前掲拙著、p. 251参照。

12) Bouglé, C., *Socialisme français: du "Socialisme utopique" à la "Démocratie industrielle,"* Paris, 1951. pp. 147-148。



化、つまりある銀行の創設」を計る。信用の組織化こそ経済組織すなわち政治組織の出発点だと考えたからである (*ibid.*, p. 80)。この結果、貨幣にはじまり所有・国家の廃棄に至る戦略計画を素描しつつ、ブルードンはその橋頭堡としての「交換銀行」の設立に力を注いだのである<sup>13)</sup>。

## II プルードンの信用・流通改革案

ブルードンの信用改革構想がまとまった形で最初に発表されたのは1848年3月31日の論説、「信用と流通の組織」においてである。かれは、すでに3月はじめから数次にわたり相互主義や交換銀行に関する論説を『民衆の代表』紙に書きつづっていた。

4月8日、かれは論敵ルイ・ブランに手紙を送り、これらの論説で明らかにしていた「信用組織計画」の、臨時政府による採択を懇願する。このなかでかれは、この計画がブラン自身追求してきた「労働の組織」と同じ考えにもとづいていること、採択と引き換えに「社会工場」の組織化を引受ける用意があることなどを記している<sup>14)</sup>。このように、反権力を標榜していたブルードンがあえて政府に助力を求め、また必要に迫られたとはいえ、宿敵ブランにこれを依頼し、かつ上記の文面内容にみられるような妥協すら惜しまなかった事実は注目に値する。この革命の好機に自己の改革案を賭けた革命家ブルードンの戦術的意図と決意のほどがそこにうかがわれるからである。だが、この要請はけっきょくブランの無視に終る。

5月15日ブルードンは交換銀行の定款案を『民衆の代表』紙上<sup>15)</sup>に発表し、社会主義者・自由主義者の反響を呼び起す (*Mél. I*, p. 74)。

13) ブルードンが指摘している交換銀行の効果はつぎのようなものである。1) 貨幣(金・銀)の減価と廃止。2) 販路の拡大。3) 租税・関税の廃止。4) 公共的負債の解消。5) 所有の形態変化。6) 政府の無力化。その他 (*Org.*, pp. 120 sqq.)。

14) Proudhon, P.-J., *Correspondance de P.-J. Proudhon*, Tome II, Paris, 1875. pp. 305-308.

15) この案は日付のない『民衆の代表』紙の表裏2面に印刷されている。恐らく15日の号外と思われる [B. N. 所蔵資料のマイクロフィルム (A. C. R. P. P.) による]。

6月4日、ブルードンは国民議会の補欠選挙で当選、議員となる。これに先立つ5月31日、6月1日、同5日の『民衆の代表』紙に、かれは政令案を含む「革命綱領」を連載していた。その第1条にはフランス銀行の権能を交換銀行のそれに結びつける改革案も示されている (*ibid.*, pp. 43-74)。

7月11日、市民ブルードンはこの「綱領」第2条にもとづく法案を議会に提出する。そこには、負債の切下げと棒引きを目的として1年以内に家賃・小作料・不動産信用の利子を1/3に切下げること、地租と不動産信用に対する課税の撤廃、などの主張がもられていた<sup>16)</sup>。法案はただちに財務委員会に付託され、これを否定する委員会報告がM・A・チェールによってなされる。7月31日、ブルードンは登壇して3時間余にわたる自案の擁護演説を展開する。しかし、友人グレッポの支持票を得ただけでせっかくの法案もあえなく否決される<sup>17)</sup>。

8月22日、かれは改めてフランス銀行改革案を提案する。この案はフランス銀行をフランス国民銀行と改め、利子引下げを通じてこれをより大衆化しようとするものであった<sup>18)</sup>。だが、これも同様、日の目を見ずに終る。

このようにブルードンの、議会・政府を通じた信用・流通改革の試みは、すべて水泡に帰す。

そこでかれは、交換銀行構想を独自に実現すべく、同年9月24日、「交換銀行」の名称を「庶民銀行」と改め、その設立のための組織委員会を発足させる<sup>19)</sup>。こうして1849年1月31日、合資会

16) この法案は『民衆の代表』96号(7月8日)に請願として掲載されたもの (*Mél. I*, p. 96) が手直しされて提出された。

17) この提案によって自ら滑けいな役を演ずる破目に陥ることをブルードンは充分承知していたとD. アレヴィーは指摘している (Proudhon, P.-J., *Les confessions d'un révolutionnaire, Œuvres complètes*, M. Rivière, Paris, 1929, p. 196, N. B. 53)。

18) この案は『民衆の代表』108号(8月21日)に掲載されている (*Mél. I*, pp. 128-134)。これは7月11日提出のと同様、「革命綱領」にもとづくものである。したがって究極的にはフランス銀行の交換銀行への改組を意図したものであろう。

19) Labrusse, *op. cit.*, p. 90. この委員会には当時

社・P.-J. プルドン商会「庶民銀行」は、パリのフォブール通り、サン・ドゥニ、25で設立をみる。だが、同年1月8日に出版した大統領に関するパンフレットの筆禍がもとで、正式業務の開始を待たず、プルドンは3人の取締役の仲間を残して3月末には亡命を余儀なくされる。そして同年4月ベルギーの亡命先からかれは庶民銀行の清算をやむなく宣言するに至る<sup>20)</sup>。

1850年1月9日、プルドンは獄中で、13条からなる新たな銀行改革案を起草し、これを『民衆の声』紙上に発表する<sup>21)</sup>。

1855年、かれの飽くなき信用改革の試みによって最後の機会がパリ万国博とともに訪れる。ナポレオン3世が万国博の建築物を労働者階級の懐柔に役立てることを思いつき、ジェローム公にこれを計ったからである。ジェロームの諮問に答えたプルドンの案が、こうして産業宮を利用した「常設展示館計画」として提示される。だが、「抜目のない」ジェロームは、プルドンのユートピアを見抜き、この計画もけっきょく採択されるどころとはならなかった<sup>22)</sup>。

以上がプルドンの信用改革の試みの概略とその経過である。そこで、つぎにこれらの改革案の主軸となり、かつ小論での当面の主題ともなっている交換銀行、庶民銀行、常設展示館それぞれの計画内容を引続き検討してみることにしよう。

### III 交換銀行の原理と機能

交換銀行・庶民銀行の基本的機能<sup>23)</sup>は商業手形

すでに有名無実化していたルクサンプール委員会の常任委員の代表も参加していた。

20) 庶民銀行は2月1日から3月28日までの57日間に34,000人の応募者と17,933フランの資本金[大部分は『民衆』紙からの出資]を集め、解散時の負債は8,147フランだったという(Labrusse, *op. cit.*, p. 100)。

21) M $\acute{e}$ l. III, pp. 67-73. これはフランス銀行を国民銀行に改組する提案で、48年8月22日の案に類似している。

22) Labrusse, *op. cit.*, p. 110.

23) 交換銀行と庶民銀行の定款は幾つかの点で相違している[拙稿「フランス初期社会主義と信用改革」『経済学研究』(北大)第28巻第1号(1978年3月)所収予定参照]。しかし基本的機能の点では同じである。

の一般化にある。その意味はこうである。

プルドンの銀行は通常取引によって振出された為替手形・約束手形などを割引き、その際に銀行券<sup>24)</sup>を発行する。つまりそれは手形割引業務を中心とした銀行なのである<sup>25)</sup>。この銀行はいくつかの点で通常の銀行とは異った性格をもっている。

まず、この銀行が発行する銀行券は自らの債務をあらわす、いわゆる兌換銀行券ではない。それは、振出人は銀行ではあるが、特定の支払人・支払日時・支払場所・受取人の指定がない一種の一覧払の為替手形なのである。したがって、この銀行券は一定の額面(価格表示)に対応した生産物・用役を持参人に支払う旨の記載要件を有するにすぎない。けっきょくそれは、個別的な為替手形から「場所・日付・個人・期間・対象を取り去った」その意味で「一般化された為替手形」なのである<sup>26)</sup>。なお、ここで留意すべき点は、支払われるのが貨幣ではなく、一定額の生産物・用役となっていることである(Org., p. 114-116)。

第2に、以上の銀行券の性質からも知られるように、この銀行は自らの保証にもとづいて銀行券を発行するわけではない。最終的な保証は、支払われるべき生産物なり用役である。それ故この銀行は、原理上は、正貨準備はもちろん資本金をもたない<sup>27)</sup>。

第3に、この銀行は、上記の銀行券の発行つま

24) 交換銀行の場合には「交換券」(bons d'échange)、庶民銀行では「流通券」(bons de circulation)と呼んでいる。ちなみに後出の常設展示館計画では「一般交換券」(Bon général d'échange)なるものが案出されている。

25) 両行ともこの他に動産信用、不動産信用、対人信用の供与などに際しても手形割引によらない発券業務も行う。また庶民銀行では、預金、支払い、取立て、保険金、退職金、財政サービスの取扱い等も行うことになっていた(B. d. E., pp. 190-192; B. d. P., pp. 265, 270-272)。くわしくは、前掲拙稿参照。

26) 「すべての信用問題は為替手形の一般化、すなわち為替手形を無記名の証券、永続的に交換可能なもの、一覧払にすることにある」(Org., p. 114)。交換銀行券は「一般化された為替手形である」(ibid., p. 115)。

27) 庶民銀行は当時の法律の規制をうけて500万フランの資本金をもつことになっていた(B. d. P., pp. 263-264)。



り割引に際しては管理費用を償うに足る最小限の手数料を徴収するだけで、通常の割引利子は、原理上これを要求しない。いわば無償で割引を行うのである<sup>28)</sup>。

第4に、この銀行券の発行高は手形の額面＝個別取引額の合計を越えることはない<sup>29)</sup>。

さて、以上の特徴に関して重要と思われる点について注意を喚起しておきたい。

まず、この銀行券は「成立した価値」あるいは「自由な合意によって成立した価格」つまり通常取引によって決定された価格を与件としているということである。言いかえるとこの銀行券は、すでに実際に「販売された商品・実現された用役」の「実在的価値」を前提し、この価値を代表しているのであって<sup>30)</sup>、けっしていわゆる「構成された価値」を表わすものでもなく、したがって等労働交換を前提するものでもないということである<sup>31)</sup>。ブルードンはある輸出業者の手紙に答えて、「均整のとれた価値」つまり投下労働にもとづいて構成された価値はこの交換銀行の問題とは無関係であるとまで断言している(B. d. E., p. 250)。

以上のようなブルードンの銀行券がオーエンの時間券または労働券と実際上の機能をまったく異にし、したがって両者が異質のものであることは

28) 交換銀行の割引率は年1%、庶民銀行の場合は同じく年2%である(B. d. E., p. 189; B. d. P., p. 270)。

29) Org., p. 118. ここから過剰発行はありえず、減価もありえないとかれは主張する。なお減価の不可能性の根拠として以下の点が指摘されている。この銀行券は、1) 優良な手形を担保にしている。2) 多数の生産者の応募に裏付けられた貸付であるから、支払は拒絶されない。3) 販売され、引渡された生産物に依拠している(Org., pp. 117-120; B. d. E., p. 184)。

30) Org., pp. 116, 184; Aucuy, *op. cit.*, pp. 147-148.

31) 「費された労働」によって評価された商品の交換をブルードンは庶民銀行で構想していたというブルガンの主張があるが、かれが指摘している箇所にはそうした叙述は見当たらない[Bourguin, M., *Les systèmes socialistes et l'évolution économique*, Paris, 1921 (3<sup>e</sup> édition), p. 97]。いわゆる労働価値論的立場がブルードンのこの期の論説のなかに片鱗を見せることはあっても(Org., p. 100; B. d. E., pp. 203, 216, 225), それは一般論として言及しているにすぎないのであって、交換銀行の原理にかかわる主張ではない。

歴然としている。オーエンの場合には公正交換銀行(公正労働交換所)に寄託された商品について、それらに費された労働時間の評量が行われ、これに応じて労働時間表示をもった時間券が発行されるからである<sup>32)</sup>。

第2に留意すべき点は、この銀行券はすでに販売された生産物の価値を表わす「優良な商業証券」を担保として発行されることである。したがってその最終的な保証は、支払われるべき生産物・用役であって、第3者つまり銀行による支払準備ないし保証は存在しない。究極的かつ唯一の保証は社員相互の信頼に存しているわけで、文字通り相互主義の精神がその支柱となっているのである<sup>33)</sup>。

第3は、手形の振出人は、割引によって得られた銀行券の額面を限度として自ら希望する生産物・用役をただちに購入できるという点である<sup>34)</sup>。このことは将来支払われるべき対価が、生産物・

32) ここでオーエンは1労働時間を6ペンスに換算して現実の価格との連繋をとり、商品価値を評量している。その手続きはこうである。各職業には賃金の差異があるため、その算術平均をとって日給5シリングとした上で、同じく1日平均労働時間を10時間とみなして、単位時間当りの賃金6ペンスを導き出す。そしてこれを1労働時間のいわゆる労働の価値に対応させるわけである。なお原料価格については、その市場価格を上記の6ペンスで除した値をもって労働時間に換算する。こうして、商品価値の測定は、公正交換銀行に持込まれた商品について、まず、その商品の価格を評価し、その上で6ペンス＝1労働時間の割合でこの価格を労働時間に換算する。そしてこれにもとづいて時間券(労働券)を発行するというのである(*Crisis, and National Co-operative Trades' Union Gazette*, Volumes 1-2, 1832-1833, New York: Greenwood Reprint Corporation, 1968, pp. 60-61)。

33) ここには18世紀の残響ともいえるべき「善意」に対する信頼がある。このような交換銀行の基本性格を鋭くついたものにV. パレートの批判がある。そこでは通常の理論上の批判と並んで、悪意を持った人間による制度の悪用の例がいくつかあげられ批判が展開されている。そこにはブルードンとパレートの人間観の鮮やかな対照がみられる(Pareto, V., *Les systèmes socialistes*, t. II, *Oeuvres complètes*, Tome 5, Genève, 1965, pp. 273-274)。

34) これをかれは「信用を与えること、それは交換すること」と表現している(Org., p. 113; B. d. E., p. 187 et Passim)。

用役のかたちで現在ただちに、しかもわずかな手数料だけで獲得できることを意味する。この点にプルードン信用論の特質があるとともに批判もまたここに集中する<sup>35)</sup>。

第4は、割引利子が必要とされない点である。その理由は、この銀行の業務においては、最終的な決済手段と言えども貨幣は原理上いっさい使用されない。つまり資本金も正貨準備もこの銀行はもたない。したがって貨幣に伴う利子は不必要である。また危険は社員の相互性によって免れているから、けっきょく費用としては割引手数料に見合うわずかな経費がありさえすれば足りるというわけである。

プルードンの銀行は、こうして手数料のみの「手形割引」を通じて、貨幣を直接媒介としない生産物・用役の交換を図ったのである。

#### IV 常設展示館計画

この計画は、パリ万国博覧会で用いた産業宮を生産物見本の陳列展示場にし、生産者=消費者<sup>36)</sup>が生産物を直接取引できる常設機関をここに創設することを目的としていた。

プルードンの真のねらいは、ここでの取引を組織化することにあつた。このため、かれはまず資本金1億フランの株式会社を設立し、この会社が発行する「一般交換券」を媒介として生産物を交換しようと企てたのである。

この「一般交換券」は商品・貨幣を準備として、つぎの場合に発行される。1) 社員から生産物の販売委託を受けたとき。2) 2名の署名のある商業手形を割引くとき。3) 生産物と不動産に対して長期・短期の貸付を行うとき<sup>37)</sup>。手形割引に関しては、上記2)以外に現金による割引も行うこ

とになっていた。割引利子は、交換券による場合には年率0.5%の手数料のみ、現金による場合にはこれに4%の利子を付加した年率が適用されるというものであった<sup>38)</sup>。

さて、この一般交換券の性質を検討してみると興味深い事実が明らかになる。プルードンによると、この交換券は「けっきょく、生産された価値のすべてを代表しており、これらの価値はその生産物に費された労働量をまさに源泉とし、かつこれによって基本的に規定されている」。また、ここでの価値は平均的価値を表わして、この平均的価値はすべての価値の基本単位となっている。交換券の額面はこの「平均労働日」の単位にもとづいて表示され、この単位はこの会社の価値標準ともなっているというのである。このような交換券こそプルードンにとって「自然的かつ合法的通貨」であり「自然と人類のフラン」なのであった<sup>39)</sup>。

ところで、一般交換券の発行には対価としての生産物の評価が必要である。この評価は、かれによると生産物の需給に応じて会社が作成する価格表にもとづいて行われる。その際の価値の測定単位がいわば平均労働日というわけである。それにしてもここでは生産物の需給と労働量、つまり価値との関係は必ずしも明らかでなく、また労働量と交換券の額面との関係も、オーエンのような具体的説明があるわけではない<sup>40)</sup>。そこで、かれの意図を推察するならばこうなる。まず交換ないし流通の集中化をおし進めながら、生産物の需給関係を均衡に導くよう価格表にもとづいて交換券を

38) Proudhon, P.-J., *Théorie de la propriété: Appendice. Projet d'exposition perpétuelle, Œuvres posthumes*, Paris, 1866., p. 307; Aucuy, *op. cit.*, p. 180.

39) Proudhon, *Théorie de la propriété (op. cit.)*, pp. 278-280.

40) この計画がオーエンに類似しているとしたら、それは以下の点に関してであろう。1) 労働量の評価にもとづく交換券の発行。2) 交換券を自然的尺度とみる。3) 受託販売。だがプルードンはつぎの点でオーエンとは異っている。1) 交換券が信用制度と結びついている。2) 労働量にもとづく価値表現に関する限り、交換券は理想のものとされている。3) 交換券はフラン表示である[オーエンの労働券は時間表示]。

35) Aucuy, *op. cit.*, pp. 149 sqq.; Pareto, *op. cit.*, t. I, pp. 381-384.

36) この考えはすでに48年段階にみられる(B. d. E., p. 174)。その論拠は、「生産と消費は共同的存在の見地からすれば同義語である」(Org., p. 124)という主張であろう。

37) ここでの新しい特徴は土地および収穫物を含めて農業に対する貸付が考えられるに至っている点である(cf. Labrusse, *op. cit.*, p. 107)。



発行し、こうした価格操作を通じて、究極的に労働量によって規制される交換を実現しようとしたものと思われる。したがって一般交換券に与えたプルードンのさきの規定はむしろ当為的なものであって、それは「理想単位」として理解すべきものなのであろう<sup>41)</sup>。

ともあれ、以上からプルードンが常設展示館計画によって交換の組織化を目論んでいたことは判然としている。

### V プルードン信用改革論の意味

2月革命期にあってプルードンが「貨幣」に攻撃の焦点を定め、流通からの貨幣の排除を相互主義実現の突破口にしようとしたのはなぜか。その際、所有による数ある「横奪」のなかから「資本利子」をとくに取り上げその廃棄を図ったのはなぜか。さらに、その手段としての交換銀行計画にかれ本来の等労働交換論を直接適応しなかったのはなぜか。最後に、第2帝政期の常設展示館計画で等労働交換論が表明されたのはなぜか。以上の点について考察してみたい。

まず、国家・所有・貨幣の廃棄による相互主義の実現を意図した際に、貨幣の廃棄を最初の足掛かりとしたプルードンの論拠はこうである。かれはこの段階で、流通原理を強調しながら所有を「資本と労働手段の保有者によって流通上に設定された拒否権」として規定する(B. d. E., p. 174)。そして「今日の所有」は「流通全般から価値を引き出す爵位」あるいは「たえず手形割引を求めの特権」と化しているとして糾弾する(*ibid.*, p. 150)。

かれによると実は、貨幣こそこうした流通上の特権を恣にしている所有の「あらゆる横奪のしるし」であり、貨幣はしたがって「流通の専制君主・交易の暴君・商業的封建制の主領・特権の基軸・所有の物質的象徴」なのである(*ibid.*, pp. 79, 179.)。以上から、所有を無力化するためには貨幣をまず排除すべきだといつかれの主張の論拠が明らかになる。

ところでこのような貨幣の廃絶を図るためには信用の組織化が必要である。そして交換銀行の創設がこれを可能にする。この銀行によって利子は廃止され、貨幣の特権は失われ、ここから所有による横奪は不可能となる。かくて所有は無力となる。つぎに、こうして廃止された利子の一部を国家財政に充当することによって租税は撤廃され、国債等の公共的債務も消滅する。そのうえ交換銀行の割引手数料領収の際、同時にその利子相当分を徴収すれば、膨大な徴税機構は不要になる。こうして統治機構は交換銀行を軸とする連合と連帯の組織にとって代り、大蔵省をはじめ各産業・軍事関係の省庁は交換銀行に集中・吸収され、同様に内務省などの行政機構も簡素化される。「かくて、貨幣の放逐は国家の放逐を導く」とかれは考えたのである(*ibid.*, pp. 125, 204-205)。

以上によって最初にのべた、貨幣廃棄を所有・国家廃絶の足場としたプルードンの意図は了解されるが、つぎに問題となるのは、このような主張がなぜこの時期になされたかということである。

プルードンは、さきにみた貨幣の支配を「金の王制」としてとらえ、これこそ7月王政の最高の物質的かつ抽象的表現であると主張している。かれは、また、「金の王制」の真の指標は利子にあり、この王制こそ利子の先取りつまり割引の原因でもあるとみて<sup>42)</sup>、この王制を廃さない限り7月王政は存続するだろうと断定する。同じようにかれは、利子を要求する貨幣の廃止によって銀行業の権利は消失し、その結果として「金融の統治」は終りを告げるのである、とものべている(Org., pp. 112, 121)。

ここでの「金の王制」なるものが、7月王政期のいわゆる「金融封建制」についてのプルードンなりの表現であることは明白であろう。同様に、すでにみたこの段階での所有論がオート・バンク支配下の金融構造との関連で展開されていることも瞭然としている。しかもこのようなかれの主張は、すでにふれた通り、金融恐慌のさ中において

41) これはかれの「構成された価値」論〔前掲拙著、後編第1章第3節参照〕と結びつけて理解されうるものである。

42) Oualid, W., "Proudhon banquier," *Proudhon et notre temps* par Augé-Laribé, et al. Paris, 1920, p. 152.

臨時政府が信用＝金融問題の解決に精力的にとり組んでいた時期になされたのであった。これらのことは上述のブルードンの批判とこれにもとづくかれの種々の改革案が、当時焦眉の課題となっていた信用組織再編問題に対応して打ち出されたものであることを物語る<sup>43)</sup>。したがって、ここでのかれの当面の改革目標<sup>44)</sup>が、貨幣の排除と利子の廃止におかれたのは、当時のいわゆる問題状況つまり金融制度改革の高まりに強く規定されたためと思われる<sup>45)</sup>。

特記すべきことは、こうした金融＝信用問題に対するブルードンの関心がかれ独自のものではけっしてなかったということである。とりわけそこには当時の社会主義各派の信用改革論に共通した現実意識と改革の方向がみられるのである。その共通点の第1は、「金融封建制」のもつ高金利体系に対する批判。そして第2は金融組織とりわけ商業信用機構を大衆化しようとする志向である。これらの点は、社会主義各派を含めてこの時期の同時代人の経済問題に関するいわば共同意識の主内容をなしていたものと思われる。ブルードンの銀行計画はこうした共同意識のひとつの具体的表明なのであった<sup>46)</sup>。

ところで、ブルードンはかれの交換銀行計画の

43) 交換銀行計画の萌芽は恐慌期にあたる1847年6月の『手帳』のなかにすでにみられる(Haubtmann, P. (édit.), *Carnets de Proudhon*, Vol. II, M. Rivière, Paris, 1961, p. 144)。また貨幣の特権に対する批判、無償信用の必要性の指摘なども同様に46年段階でみられる(前掲拙著, 前編第4章参照)。しかしこれらはいずれも断片的なものであり、「金融封建制」そのものの批判は2月革命期で初めて表明されたとみて良い。この事実もまた以上の判断を補強する材料となろう。

44) ここでのブルードンの改革案には、オート・バンクの特権的金融体系のもとで低利の短期資金を求めて呻吟していた「庶民の声」とりわけ手工業者の要求が反映していたことが考えられる。ちなみにかれは交換銀行券を説明したあとでこうのべている。「手工業者は苦もなくわたしの考えを理解するだろう」(B. d. E., p. 119)。

45) 交換銀行計画が「実際的な問題状況」の所産であることの示唆だけはすでにある[Aucuy, *op. cit.*, p. 131; 河野健二, 前掲書, p. 77 参照]。

46) 以上の論証は注23)の拙稿「フランス初期社会主義と信用改革」で試みられている。

有効性を信じてはいたが、これをけっして絶対化してはいなかった<sup>47)</sup>。これはすでに示したかれのフランス銀行改革案をはじめとする種々の法案・政令案の試みによっても明らかであろう。実は、かれにとって交換銀行は「あらゆる生産部門の連合と連帯の組織」を実現するための「予備条件」にすぎなかったのである(B. d. E., pp. 204, 207)。

かれの銀行の主要かつ当面の目標は割引利子の引下げにあった。だが、利子を引下げたからといって、貨幣・所有・国家の廃棄というかれの戦略目標がただちに達成される筈のものでもなかった。要するに、かれの真意は、金融・信用制度改革の一般的世論を背景としつつ、当時の革命的状況に乗じて、かれの意図する真の革命への足場をまず確保することにあつたと思われる。そのための有力手段として銀行改革が試みられたのであろう。

したがって、利子引下げをねらったかれの銀行は、本来の戦略目標を見定めたうえでの、ひとつの戦術手段とみることができよう。戦術であつたからこそ、ルイ・ブランへの働きかけをはじめとして、庶民銀行企画の際のフーリエ主義者の受容、資本金の是認<sup>48)</sup>等々、数多くの現実的妥協が可能となつたのであろう。

以上から、相互主義の不可欠な条件である等労働交換が、かれの銀行計画のなかで直接追求されなかった理由が判明する。すなわち、かれは、信用改革の波とりわけ利子引下げの一般的要求の波に乗って、まず割引利子の引下げを目的とした銀行改革を遂行し、これを重要な足掛かりとして貨幣の廃棄、さらに「新しい所有」のもとでの等労働交換の実現に向おうとしたのであろう。したがって利子引下げに比して、等労働交換を直接主張することは当時の状況にそぐわない面があつたし、戦術的に言ってもその主張は、当面表明する必要はなかつたのである。

47) ブルードンが信用流通組織計画つまり交換銀行計画が「永遠に役立つだろう」とのべるとき(Org., p. 190), そこにはかれの最終目標の実現にとって役に立つという意味が含まれているのであって、それはこの計画のもつ戦術的役割を否定する主張ではないであろう。

48) 注27)参照。



さて、第2帝政期に入り、恐慌も回復してオート・バンクの支配に対する信用改革問題もいちおうの解決をみるに至った新たな状況のもとで、ブルードンの常設展示館計画が提案される<sup>49)</sup>。それは博覧会場の施設を利用するものであっただけに、ここから生産物を直接交換するバザール形式が構想され、ここでようやく、物々交換に際して等労

働交換を直接問題とする案が出されたのである。このように、かれの新提案は、当時の政治経済状況をはじめとした具体的与件を、明らかに考慮に入れたものであった。とはいえ、すでにみたように、この案は2月革命期の銀行計画とは異なり実際の交換に必要な具体性を著しく欠いていたことは否めない。

ブルードンは、かれの等労働交換論を2月革命期の交換銀行論でいったん捨て、1855年の常設展示館計画でふたたびこれに回帰したわけではなかった。かれの理論的立場に変節は見られない。変化したのはむしろ状況であり、これに対応したブルードンの戦術であったと言える。

(北海道大学経済学部)

49) ブルードンは51年以後も「工業的・金融的封建制」が強化拡大されていると考えていた(河野健二, 前掲書, p. 155)。しかしこの場合のブルードンの理解はオート・バンクの支配体制に対して向けられた「金融封建制」といった一般的理解とはニュアンスをやや異にしているように思われる。したがって2月革命期のかれの判断ともやはり異っているであろう。

## 季刊理論経済学

第28巻 第2号

(発売中)

### 《論文》

佐藤 光: 不完全競争企業の最適投資・価格政策——宇沢モデルを中心として——

浜田文雅: 日本の貨幣市場: 現金通貨供給と信用拡張

Toshiaki Tachibanaki: On Labor Aggregation

Yasuo Murata: Prices, Rates of Profit and Dual Stability in Leontief Systems

### 《覚書・評論・討論》

綿貫伸一郎: 所得不平等の測定に関するノート——アトキンソンの命題をめぐって——

吉田建夫: 加法的分離性のための必要十分条件——不平等度尺度関数——

Kazuhiro Ohtani: Optimal Critical Values for a Preliminary Test in Estimation of Intercept in Linear Regression

David G. Tarr: A Note on the Dominant Diagonal Matrix and Its Extensions

江口英一: 浜田文雅「日本の貨幣市場: 現金通貨供給と信用拡張」へのコメント

浜田文雅: 「日本の貨幣市場」——江口英一氏へのリジョインダー——

B5判・96頁・850円 理論・計量経済学会発行/東洋経済新報社発売

## 投稿規程

本誌は、1962年7月発行の第13巻3号で紙面の一部を研究者の自発的な投稿制による原稿のために割くことを公表いたしました。それ以来かなりの数の研究者の投稿を経て今日にいたりました。ここに改めて本誌が投稿制を併用していることを明らかにし、投稿希望者を募ります。投稿規程は次のとおりです。

1. 投稿は「論文」(400字詰40枚)「寄書」(400字詰20枚以内)の2種とします。
2. 投稿者は、原則として、日本学術会議選挙有権者と、同資格以上のもの(大学院博士課程後期に在籍する学生をふくむ)に限ります。
3. 投稿の問題別範囲は、本研究所がその業務とする研究活動に密接な関係をもつ分野に限ります。本研究所の研究部門は次のとおりです。  
日本経済。アメリカ経済。ソ連経済。英国および英連邦経済。中国および東南アジア経済。国民所得・国富。統計学およびその応用。国際経済機構。経済計測。学説史および経済史。比較経済体制。金融経済。現代経済分析。
4. 投稿原稿の採否は、編集部の委嘱する審査委員の審査にもとづき編集部で決定させていただきます。原稿は採否にかかわらずお返ししません。
5. 原稿の送り先: (〒186)東京都国立市中2丁目1番地 一橋大学経済研究所「経済研究」編集部(電話 0425(72)1101 内線374)。
6. 投稿を希望される方には『経済研究』執筆要綱をお送りしますので、送付先住所、氏名記入・50円切手貼付の封筒を添えて編集部までお申込み下さい。